学校法人奈良学園 情報セキュリティの基本方針に関する規程

(令和4年程第2号) 令和4年10月11日 常勤理事会 制定

(目的)

第1条 学校法人奈良学園(以下「学園」という。)は、本学園の学生、生徒および教職員等全ての構成員が情報通信技術(ICT; Information and Communication Technology)を活用した教育、研究及び社会貢献活動を推進するために、整備された情報システムを健全に運用し、学園が保有する情報資産の適切な保護を行うことを目的とし、学園が保有する情報資産の保護と学園内外からの脅威を未然に防止し、関連法令および規則を遵守した情報システムの健全な運用のため、情報セキュリティ維持及び向上に関する基本方針として必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 情報システム 学校法人奈良学園総合ネットワーク運用規程に定める学園ネットワーク及びその接続を許可
 - (2) 情報資產

情報(個人情報を含む)および情報を管理する仕組み(情報システムならびにシステム開発、 運用および保守のための資料等)の総称をいう。

(3) 情報セキュリティ

されたシステムをいう。

- 学園の情報システム及び情報システムに記録された情報並びに情報システムの開発及び運用 に係る全ての情報について、機密性、完全性、可用性に関する脅威から保護することをいう。
- (4) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティを損なう恐れのある意図的又は偶発的な事故もしくは事件をいう。

(方針)

- 第3条 学園は、第1条の目的を達するため、次の各号に定める情報セキュリティに関する事業を実施する。
 - (1) 情報セキュリティの基本方針の策定
 - (2) 情報セキュリティ対策の策定と実施
 - (3) 情報セキュリティに係る組織体制の整備
 - (4) 情報資産の保護及び情報システムのセキュリティ対策の策定と実施
 - (5) 情報セキュリティインシデント等の調査、対処
 - (6) その他情報セキュリティに関する事項

(セキュリティ責任者)

- 第4条 第1条の目的を達するため、最高情報セキュリティ責任者を置く。最高情報セキュリティ 責任者は、法人事務局長とする。最高情報セキュリティ責任者は、前条に規定する学園の情報セ キュリティに関する事業を総括する。
- 2 最高情報セキュリティ責任者は、各キャンパスにキャンパス情報セキュリティ責任者を置き、 各校所属長にこれを委任する。前条に規定する各キャンパスの情報セキュリティに関する事業に 対応し、実施状況について最高セキュリティ責任者に報告しなければならない。
- 3 登美ヶ丘キャンパスにおいてのキャンパス情報セキュリティ責任者は、大学においては学長が その任を負い、幼小中高においては登美ヶ丘教育総括監が園長、小学校長、中高校長を束ね、そ の任を負う。
- 4 高田キャンパスにおいてのキャンパス情報セキュリティ責任者は、高校校長が園長との調整を 含め、その任を負う。
- 5 学園は、各キャンパスにキャンパス情報セキュリティ管理者を置く。キャンパス情報セキュリティ管理者は、前条に規定する各キャンパスの情報セキュリティに関する事業に対応し、実施状況について最高情報セキュリティ責任者及びキャンパス情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
- 6 前項のキャンパス情報セキュリティ管理者は、キャンパス情報セキュリティ責任者の推薦により最高情報セキュリティ責任者が委任する。
- 7 法人本部事務局経営情報部情報システム管理課は、各キャンパス情報セキュリティ管理者と連携し、その業務を支援する。

(委員会)

- 第5条 学園における情報セキュリティに関する事項を審議するため、情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。) を置く。
- 2 委員会の構成員については、別に定める。

(利用者への周知)

- 第6条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントへの対処に関し必要な事項を、利用者に周知しなければならない。
- 2 情報セキュリティインシデントの発生時に迅速かつ円滑な対応、発生原因の調査及び再発防止 策は、委員会において審議する。

(利用者の義務)

第7条 学園の情報資産を運用、管理又は利用(一時的利用を含む。)する全ての者は、この規程及 び関連する規程等を遵守しなければならない。

(情報セキュリティインシデント等に対する対応)

第8条 委員会は、情報システム及び情報セキュリティに関し、次の各号の権限を有する。

- (1) 情報セキュリティインシデント対応に必要となる調査
- (2) 情報システム及び情報セキュリティに関する規程等に対する違反行為の是正についての要請 又は勧告
- 2 最高情報セキュリティ責任者は、前項に定める権限の範囲において、当該キャンパス情報セキュリティ責任者に権限を委譲することができる。
- 3 キャンパス情報セキュリティ責任者は、キャンパス情報セキュリティ管理者に業務に関する権 限を与え、それを指揮監督しなければならない。
- 4 情報セキュリティ対策等についての詳細は、別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、情報セキュリティの基本方針に関して必要な事項は、委員会が審議し最高セキュリティ責任者が定める。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、法人本部事務局経営情報部情報システム管理課において、これを行う。

(效廃)

第11条 この規程の改廃は、常勤理事会においてこれを行う。

附則

- 1 この規程は、令和4年10月11日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、当分の間、委員会の業務は、学校法人奈良学園総合ネットワーク 運用規程に定めるNGI-NET運営委員会が併せ行うものとする。